

議員提出議案第九号

国民健康保険制度の改革に関する意見書

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、内閣官房長官、大蔵大臣、厚生大臣、自治大臣に意見書を提出する。

昭和六十二年十二月二十一日

提出者	三朝町議会議員	藤井	十成
賛成者	三朝町議会議員	石山	利男
賛成者	三朝町議会議員	山本	仁

昭和六十二年拾貳月貳拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

国民健康保険制度の改革に関する意見書

このたび厚生省が国保問題懇談会に提出した「国保制度の課題と改革の基本的考え方」は、国保財政危機の最大の原因が、医療費の増嵩にあるにもかかわらず、これに対する具体的かつ実効のある対策等がされておられないのみならず、福祉医療制度の創設あるいは地域差調整システムの導入により、小手先の施策を講じようとするものである。

厚生省が提案している福祉医療制度は、低所得者自身の自己負担と給付にかかる改善がほとんどみられず、単に低所得者層を分離し、地方に負担を押しつけるものに過ぎず、福祉の名に値する制度とは到底考えられない。また、地域差調整システムも単に国から地方へ負担を転嫁するものであり、更に、老人保健医療費拠出金の見直しは、単なる国庫補助率の引き下げを意図したものに過ぎない。これらは、いずれも真に国保の安定運営を確保するためのものではなく、医療保険行政に対する厚生省の責任を放棄するものにほかならないといわざるを得ない。

国保制度については、その安定した運営を確保するため医療費の適正化を強力に推進するとともに、今後医療保険制度の一元化のなかで幅広く基本的な検討が行われるべきである。

よって、三朝町議会は、厚生省が今回提案している改革案には、反対である。
以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

昭和六十二年十二月二十一日